

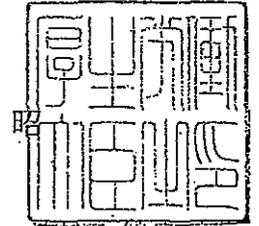
平成22年度の献血の推進に関する計画（案）について

- ・ 諮問書 1
- ・ 平成22年度の献血の推進に関する計画（案） 2
- ・ 「平成22年度の献血の推進に関する計画 10
（事務局案）」に対する意見募集結果について

厚生労働省発薬食0310第34号
平成22年3月10日

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 長 妻



諮 問 書

平成22年度の献血の推進に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成22年度の献血の推進に 関する計画(案)

平成 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
(2) 献血運動推進全国大会の開催等	
(3) 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
(4) 献血推進協議会の活用	
(5) その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	5
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 献血者の利便性の向上	
(3) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
(4) 採血基準の在り方の検討	
(5) まれな血液型の血液の確保	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
3 災害時等における献血の確保等	6
4 献血推進施策の進捗 ^{ちよく} 状況等に関する確認と評価	6

平成22年度の献血の推進に関する計画（案）

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号 第10条第1項の規定に基づき定める平成22年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第326号）に基づくものである。

第1節 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成22年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤5.1万リットル、血漿^{しょう}製剤2.6万リットル、血小板製剤1.6万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、5.2万リットル、2.6万リットル、1.6万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、平成22年度には、全血採血による13.9万リットル及び成分採血による6.3万リットル（血漿^{しょう}採血3.0万リットル及び血小板採血3.3万リットル）の計20.2万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成22年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。

このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

- 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成●●年●月●日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。
- これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

＜若年層を対象とした対策＞

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。
- 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。
- 国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高める

ため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じ

て献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的を開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低比重により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実に努める。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

4 献血推進施策の進捗^{ちよく}状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗^{ちよく}状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

(案)

「平成22年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に対する
意見募集結果について

平成22年3月
厚生労働省医薬食品局
血液対策課

「平成22年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成22年2月1日から平成22年3月2日まで御意見を募集したところ、5名の方から御意見等をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめたので公表します。

今回、御意見等をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

「平成22年度の献血の推進に関する計画」(案)に関する意見募集に寄せられたご意見とそれに対する考え方

○ 意見募集期間 平成22年2月1日～平成22年3月2日

○ 提出意見者数 5名

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>意識啓発に関して、日本赤十字社以外の医療従事者に対して、献血の正しい知識と意識の醸成に留意されたい。職場で定期健康診断を受けた際、検査採血の保健師に度々献血に協力している旨を話したところ、「血管が弱くなるから献血はあまりしない方がよい」との言質があった。免許職の医療従事者からのアドバイスには大変な影響力があるところ、こうした安易な言質で間違った知識が一般人に広まってしまうことが懸念されます。免許更新制度が無い医療従事者なればこそ、厚生行政からの接点を積極的に設けて、献血の正しい知識と意識の醸成を図られたい。</p>	<p>血液製剤が献血により得られる貴重なものであること等にかんがみ、医療関係者は、血液製剤の適正使用に努めることが求められています。このため、現在の医療従事者や将来、医療従事者を目指す方に対して、献血や血液製剤の重要性について理解を深めてもらう取組みを行い、献血や血液製剤についての正しい知識と意識の醸成を図っていきたく考えております。</p>
2	<p>「血液検査による健康管理サービスの充実」に関して、意見申し上げます。1982年から始まった、この「血液検査通知サービス」を、実際、健康のバロメーターとして有効に使い、また楽しみにしている献血者も決して少なくありません。献血者の皆さんが、健康に関心を持って頂ける事と推察致しております。さて、提案ですが、当該サービスに対応するような形で、最近、献血者の多くの方々、特に若年者層に大きな反響を呼び、大変好評となっているキャラクター『けんけつちゃん』を用いて、“「検査数値」を記入出来るようなオリジナルの「献血健康手帳」(仮称)”を、企画・製作されてみては いかがでしょうか？献血者一人ひとりが、御自分の健康データを、この手帳に自らの手で毎回、手書きで記入していく事で、その変化を逐一、また長期・継続的に見ながら、各人が健康管理を心掛け、献血に協力して頂けるものと思います。また、この「献血健康手帳」には、厚生労働省や日本赤十字社が、現在、インターネットを通して情報提供されている内容も記載し、小冊子のような形にすると良いのでは、と思います。老若男女問わず、携帯電話の普及率に比べ、インターネットの閲覧環境にある人は、想像以上に まだまだ少ないのが現状です。また、献血協力(予定)者が、そうしたサイトを自ら積極的に御覧になって、正しい知識を身に付けているとは限りません。血液事業を推める日本赤十字社には、献血や血液に関する正しい知識を広め、献血の普及・啓発をして頂きたいものです。輸血医療を受けられる患者様の事を考えますと、「健康的で安心かつ安全な血液」を確保する必要があり、是非とも、ペーパーベースで万人の方に発信して頂くのが、ネット社会の現在においても最善ではないでしょうか。勿論、多少の経費は掛かりますが、こうしたサービスを展開していくことで、献血そのものはもとより、付随する形で「血液検査」にも興味を持って頂いた献血(予定)者が、年間複数回の献血の協力をする きっかけにも繋がるような気が致します。“献血のリピーターさん・常連さん”(=複数回献血者)を増やしていく可能性をも秘めております。献血ドナー各人が、「検査数値」を記入し、それを上手く利用する事で、健康作りにも繋がるのではないかと考えております。献血の処遇品(=記念品)として、毎年、配布しても良いかと思っております。いかがなものでしょうか。何らかの形で検討して頂けると幸いです。是非、期待しています。</p>	<p>日本赤十字社では、現在、献血にご協力いただいた方に対する感謝の意として、献血者全員に対して7項目の生化学検査を、また、成分献血・400mL献血にご協力いただいた方のうち、通知を希望される方に対しては、8項目の血球計数検査成績をお知らせしています。また、平成18年4月からは、過去2回の検査結果をお知らせしていたところを、過去5回の検査結果をお知らせできるようにするとともに、平成20年4月からは「複数回献血クラブ」において、携帯電話やパソコンで過去5回の検査結果がグラフにより比較できるようにいたしました。さらに、平成21年3月15日より、献血された方全員に糖尿病関連検査としてグリコアルブミン検査を開始いたしました。今後も献血者のニーズを調査・把握し、これらの取組みをさらに進めてまいります。いただきましたご意見は貴重なご提案として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
3	<p>献血者数の減少は少子高齢化や献血要件の規制強化が原因であることも事実ですが、献血することに対する魅力が欠けているのではないのでしょうか。</p> <p>昔は献血者に対して図書券を配布していましたが、現在は絆創膏やステッカーなどは配布しているだけでなされておりません。安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十六条において、「何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。」と規定されていますが、図書券もそれに当たるのでしょうか？ 当たるとするのであれば法改正をして図書券の配布を再開すべきであると考えます。また、献血血液回数に応じて、逆に献血される際には自己負担を減らす等の措置を設け、献血をすることによる魅力を高めるべきであると考えます。</p>	<p>平成15年7月に施行された、安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律において有料採血が禁止となり、国民の皆様の善意による献血の推進を図り、国内自給の達成に取り組んでいるところです。厚生労働省では、献血の定義を「自発的な無償供血」とし、「自発的な無償供血」とは「供血者が血液、血漿、その他の血液成分を自らの意思で提供し、かつそれに対して金銭または金銭の代替と見なされる物の支払いを受けないこと。」としております。ご意見にある図書券については、所定の場で現金の代わりとしての使用や換金が可能であることから金銭の代替と考えられ、図書券を含む金券を供することは有料採血に該当することとなります。こうした経緯・趣旨をぜひともご理解いただき、今後とも献血へのご協力をお願いいたします。</p>
4	<p>わたしの妻は、10代の頃に重い貧血で輸血を経験しています。現在はわたしよりも元気で、献血しても影響なくらいに活発に生活しています。けれども、輸血経験があることから、献血は断られています。検査の精度が上がってきているのだから、一度検査をして問題がなければ、献血可能としてはどうでしょうか？ 他人の血液で助けられた者として、自ら献血をしたいと考えている人たちに門前払いする前にやれることがあるのではないのでしょうか？</p>	<p>輸血歴、臓器移植歴のある方は、未知のウイルス等の感染拡大を防ぐ意味から、献血を御遠慮いただいております。これは、輸血により、現在の検査方法では検出できないウイルスや未知のウイルスの感染が起こった可能性を考え、輸血を受ける患者の方の安全を最優先して制限しているものです。輸血歴のある方が、現在何らかのウイルスに感染しているとか、病気であるということではありません。以上の理由により、献血へご協力をいただくことはできませんが、血液が患者の方へ届けられるまでには献血していただく方をはじめとする多くの方々のご協力が必要不可欠です。しかしながら、献血という言葉は知っていても血液の重要性やどのような病気に使われているかを知らない方は多くいらっしゃいます。奥様は輸血を受けられたとのことですので、血液の重要性や必要性を、より、ご理解いただけていると思います。身近な方から結構ですので、献血の意義を輸血を受けたお立場からお伝えいただき、それによって献血の意義をご理解いただいた方が献血にご協力いただき、必要な血液が患者の方へ届けられることに繋がります。患者の方へ血液をお届けするのは献血だけではございません。それぞれのお立場で献血にご協力いただければ幸いです。</p>
5	<p>「効果的な普及啓発、献血者募集等の推進」の中に、「採血所に託児体制を確保する」というのがあります。この案自体の賛否はともかく、運用後の「安全管理責任」に関して懸念致します。もしも、一時預かった利用者（＝献血者）のお子さんに事故が起こった場合、その責任の所在は、厚生労働省、日本赤十字社（血液センター各支部）にあるのか、または、預けた保護者（利用者）側にあるのか、その辺りをはっきりと明言すべきではないのでしょうか。さもないと、何か事が起きてからでは、裁判沙汰になり兼ねず、懸念致します。</p>	<p>近年の10代・20代の若年層献血者の減少を受け、幼少期から献血に触れていただくことが重要であると考えております。ご両親が安心して献血出来るよう、キッズスペース等の託児体制を整備し、ご両親の献血する姿をお子さんに見てもらい、親子で献血にふれあう機会を持っていただきたいと考えております。現在、キッズスペース等を設置している献血ルームは全国8ヶ所にあり、お子さんをお預かりしている間は保育士の方や日本赤十字社の職員が側について、お子さんから目を離すことなく対応する等の安全確保を実施しております。今後、キッズスペース等を設置する場合においても、同様の対策を講じ、お子さんの安全確保を図ってまいりたいと考えております。</p>